

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成26年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況			22年	23年	24年	25年	26年
係 属 状 況	前年からの繰越		1	0	0	0	0
	新規申立		0	0	0	0	0
	計		1	0	0	0	0
	申 立 人	組 合					
		個 人					
		組 合 ・ 個 人					
	新 規 申 立	該 当 号	1				
			2				
			3				
			4				
			1 ・ 2				
			1 ・ 3				
			1 ・ 4				
			2 ・ 3				
2 ・ 4							
1 ・ 2 ・ 3							
1 ・ 2 ・ 4							
取 下 和 解	和 解	和解以外の取下	1				
		関 与					
		無 関 与					
	計		1				
	移 送						
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済						
	一 部 救 済						
	棄 却						
	却 下						
	計						
終 結 計		1					
次 年 へ 繰 越			0	0	0	0	

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	22年	23年	24年	25年	26年
100日未満	1				
100～299日					
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					